



ならば、すべての調整案件を自治体に任せた方が合理的であり、手続も簡素化されると考えられ、提言申し上げる次第であります。通産大臣はいかがお考えでございましょうか。

次に、地方公共団体の施策について伺います。改正案の第十五条の五は、「地方公共団体は、この法律の趣旨を尊重して行うものとする」との条項を新設しております。しかし、今日まで地方公共団体が地域の実情に応じて指導、育成しながら上乗せしてきた実績を否定して、規制をやめさせようとしているのです。これは地方自治法の精神を踏みにじるものであります。憲法第九十四条で保障されている地方自治体の条例制定権を侵すものと言わなければなりません。どう見解をお持ちか、憲法の問題にも及びますから、総理大臣並びに自治大臣から御答弁をいただきたいと思います。

この改正案附則第二条は、「施行の日から二年以内に必要な措置を講ずる」としております。この趣旨は、「伝えられているように規制緩和をアメリカと約束して二年後に見直すとされますが、その本音は廃止を意味するのではないか。またはそうでなくて、中小企業の事業機会を適切に確保する措置をやるのか、いずれの方針であるのか、大臣の明確な御答弁を伺うものであります。

私たちもかねてから、国際化の時代でありますから、諸外国と共に共存共栄を図るべきは当然と考えております。それにしても、法律で規定する必要はないと考えます。商店にとっては、ユーザーの購買志向こそが販売政策のもとであります。好まれる商品であれば当然売れますし、商品演出もいたします。現に自由に輸入品を売っております。長期的に見て、内容の判然としない輸入品のために大切な売り場面積を固定的で確保して、これを届け出たからには外国商品を

売って維持しなければなりません。大変な努力であります。その確認、監視は一体だれがどのようにして行うのか。また、この維持が困難として増床申請に切りかえて届け出る場合においてはどの

ように対応するお考えなのか。もしこれを認めるとするならば、まさに法の抜け道で、盲点と指摘せざるを得ないのであります。

この法案第三条の二項の「輸入品売り場面積千平方メートル」、これは大変な面積であります。これを超えることとなるときは届け出ることができないとの規定は、何らの説得力がなく、不要と考えるのであります。いかがお考えか、お伺いをいたします。

次に、特定商業集積法案及び関連二法案について質問をいたします。

この町づくり法案及び小振法、民活法改正の御

提案は評価するものがあります。願わくは、通産省、建設省、自治者の一層の努力と協力によって

商業集積、町づくりが成功されますように期待す

るものであります。

商店街は、その都市その町の顔であります。い

かに大型スーパーが一店出店して繁盛いたしまし

ても、町の顔とはなり得ないのであります。それ

ゆえに、まさに町をデザインする商業集積整備の

べきを握っております市町村の基本構想作成に際

しては、商工会議所または商工会の意見を聞くこ

とが明記されておりますが、法にない地域住民や

消費者の意見が十分に組み込まれなければなりま

せんし、他の商圏や各分野の調整も必要であります。

諸制度を駆使しながら、なお足らざるを補う

地方自治体の意欲が求められるのであります。未

端ほど弱いと言われる市町村の商工行政の体制強化が急務と考えられます。これを指導、取り組

まされる所管官庁たる自治大臣の所見を伺うものであります。

この町づくりのダイナミックにして画期的な事

業の特徴は、建設省の参加であります。役所にお

ち、またその公共事業予算の実行権を持つ省ほど心強いものはありません。消費者の足や交通アクセス、街路や公園事業、下水道などの公共事業等と、テーマになつてある商業集積事業の施行のタイミングなど、諸般を調整して、掘り返し工事をしない建設省に期待するところ大であります。建設大臣の所見を伺う次第であります。

商店街は、商業集積事業として商業施設を設置いたします。広場も、駐車場も、コミュニティホールも、快適なショッピングの場所として町づくりのために設置いたします。しかし、個々の商店にとりましては、突き詰めればこれらの施設は店舗と異なりまして直接の販売手段ではありません。商店街に来られる方々ではあっても、ついに個人の売り上げになるとは限りませんが、商店街ひいては商店がその負担をしております。その商店街の命となりますが、中核・大型店舗のテナントに入ることができないとも、商店街の負担金を払わなければなりませんし、自分の駐車場を持つに組合員商店がかぶることになります。このように努力しても、商業集積施設駐車場の借用金返済の負担をいたしております。脱落された仲間の負担はさらなる保証はありません。

最も大きいリスクは、他の大型店が任意に出店

できることを規制しなかつたことであります。ゾーニング規制をこのたび一連の法に導入しなかつたことは、まさに画竜点睛を欠くと言わざるを得ないのであります。

法の提案に当たって、ただいま述べた具体的な問題を含め、このたびの大きな法的前進は評価をし

ながらも、商店街の準公共的施設の商店負担の軽減について、またゾーニング規制について、通産大臣のお考えを伺うものであります。

あえて、私ども町づくり法案を検討しながら

政府案に期待して本日本案の審議を迎えました

が、政府におかれでは、野党を初め各方面の意見

に十分耳を傾け、商業振興策に当たらたいこ

とを申し上げ、質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(海部俊樹君) 吉田議員にお答えをい

ります。

御激励賜りありがとうございました。全力を挙げて取り組んでおります。

お尋ねの大店法の問題であります。これは日本と、米構造問題協議というのが、そもそも、対外不均衡は正に向けての経済政策協調努力をお互いに補完するものとして、日米双方がそれぞれ相手方に指摘をし合った問題を含めて、それがみずから

にとつて必要と考えるときに、それぞの国において自主的に政策努力を続けていくことを目的としたものでございました。したがって、今回の大店法の規制緩和につきましては、これは国内においてもその構造協議のもと前からいろいろな議論がなされており、具体的に申し上げると、昭和六十三年十二月の規制緩和推進要綱や平成元年六月の九〇年代流通ビジョン等において大店法の運用を適正化すべきことが、いろいろな立場の方から議論を尽くされ提言がまとめられたことは議員よく御承知のとおりであります。今回の改正も、こうした從来からの規制緩和の方向に沿って、我が国がみずから行う必要ありと考えた改革を行なうものであります。

また、地方自治体の条例制定権についてお尋ねがございましたが、改正案第十五条の五は、地方公共団体の条例は憲法第九十四条に基づき法律の範囲内で制定することができる」とされております。

がございましたが、改正案第十五条の五は、地方公共団体の条例は憲法第九十四条に基づき法律の範囲内で制定することができる」とされております。

残余の御質問については担当大臣より答弁いたします。(拍手)

○國務大臣(中尾栄一君) 多数御質問がございましたので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思

まず、問い合わせの問題をいたしまして、大店法の目的といいましょうか、これをお尋ねだったと思いますが、通産省としては、これまでも大店法の基本的枠組みを極力維持しつつ、小売業をめぐる諸情勢に対処し、法目的たる消費者の利益の保護に配慮しながら、周辺の中大小売業の事業機会を適正に確保すべく努めてきたところでございました。今回の法改正は、大店法の基本的な枠組みを踏まえまして、内外からの規制緩和の要請に応じて、迅速かつ明確かつ透明ということをその目標といたしまして出店調整処理制度を確立し、今日まで参ったというものがその実情でございます。

また、この法案に対しての意見として自分たちの考え方はどうかというような問い合わせもあったと思いますが、この問題に対しましては、今般の大店法の改正に当たりましては、名称のいかんを問わずに大店法以外の場で実質的な調整が行われることを認め、大店法に一元化することとも、審議結果等の公開を含めて手続の明確性あるいは透明性を十分確保したところでございます。その際に、大店法の地方部会を抜本的に拡充するということと同時に、大店法が直接地元の消費者や小売業者及び学者、経験者、あるいは学識経験者と申しましようが、この方々からの意見を聴取することが大事であろう、このように思われるものでございます。さらには、必要に応じまして、商工会議所あるいは地元にござります商工会というものに対して地元関係者の意見の集約を依頼して、そしてこれらによって十分地域の実情を反映することが可能なかことではないかと考えるものでございます。

また、第三のお問い合わせかとも思われますが、大店法の出店調整は地方自治体に任せるべきなものではないのか。こういう考え方に対しましては、この大店法の規定及びその運用に当たりましては、大型店出店の実情に応じまして国及び地方公共団体の適切な役割分担を図りながら、全体とすることで全国的な整合性を確保していくことが不可欠である、このように感じておるわけでございま

す。一方、大店法の調整権限をすべて都道府県にゆだねる仕組みといったことは、その運用に当たりましてはかえって地域的なアンバランスをもたらしまして公平さを欠くことになるおそれと、いうものがございまして、適当とは思われないものでござります。

また、二年後の見直しの問題点についてもお触れになられました。大店法の改正法附則第二条というものは、改正法の規定及び各地方公共団体の区域における実施状況等につきまして、改正法施行後二年内に検討を加えて、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを定めたものでござります。この必要な措置の方針、内容につきましては、法施行後二年以内に検討を加えた結果判断されるものでありますて、現段階においては何らその具体的なことを云々かんぬんということで決まっているわけではございません。

さらにもう、輸入品の専門売り場の特例措置の内容についてはいかんという問い合わせございましたが、輸入品の専門売り場につきましては、輸入品売場特別法案におきまして、報告徴収、あるいは立入検査、あるいは改善勧告、あるいは改善命令、さらには罰則の適用等によりまして、第一種大規模小売店舗内の輸入品専門売り場につきましては通商産業大臣が、第二種大規模小売店舗内の輸入品専門売り場を通常の店舗に切りかえる場合には、改めて通常の大店法に基づく調整を受けることが義務づけられておりまして、御指摘のような法の抜け道となることはあり得ないと存する次第でございます。したがいまして、法第三条第二項の一千平方メートルの上積面積についての規定というものは、本法に基づく特例措置の対象範囲を定めるものとして必要不可欠なものである、このように認識するものでございます。

また、準公共的施設の商店負担の軽減について

のお問い合わせをもらいましたが、近年、消費者ニーズの多様化、高度化、消費者のライフスタイルの変化等を背景にいたしまして、商店街は、単なる買い物物にとどまることなく、地域住民の生活の場、あるいはまた地域コミュニティの中核としての役割を担うようになってきているところでございます。コミュニティホールあるいはイベント広場、あるいは商店街駐車場等の商店街のいわゆる商業基盤施設というものは、こうした役割を担う商店街の重要な構成要素でございますが、これらはその整備は準公共的施設の整備として、吉田議員がお使いになつておる準公共的という言葉を使わしていただきますれば、準公共的施設の整備として位置づけることも可能である、このように考えるものでございます。

○國務大臣吹田愾君　吉田先生にお答えいたしました。

最初は、大店舗法の問題と地方自治との関係であります。ですが、今回の大店舗法の改正案におきまして、地方公共団体の施策につきまして、地方公共団体がお店調整に関する必要な施策を講ずる場合においては、この法律の趣旨を尊重して行うものとする旨の規定が置かれているわけであります。この規定は、地方公共団体の条例制定権など地方公共団体の自主性や地域の実情にも十分配意した上で、地方公共団体の施策について法律と地方公共団体の独自規制との関係を定めたものであります。改正法案第十五条の五の規定は地方自治の観点にも十分配慮されているものと実は考へておられます。

次に、商業集積関係についてのお尋ねであります。特定商業集積法案において基本構想を作成主体を市町村としているのは、市町村の役割を重視しているからであると私は考えております。特定商業集積整備基本構想の策定に当たりまして商工会議所等の意見を聞くことを義務づけておりますが、他方、特定商業集積整備基本構想は市町村議会の議決を経て定めた地方自治法に基づく市町村の基本構想に即したものでなければならないと規定しているわけであります。市町村におきましては積極的にこれに対処されるものと期待しているわけであります。

以上、説明いたします。(拍手)

〔國務大臣大塚雄司君登壇、拍手〕

○國務大臣(大塚雄司君)　お答え申し上げます。

吉田先生御指摘のように、商店街の活性化を

平成二年四月十七日 参議院会議録第十九号



3 事業団は、前条に規定する特別の勘定において、第一項の規定による残余の額から同項の規定により積立金として整理した額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を郵政事業特別会計に納付しなければならない。

4 前項の規定による納付金の納付の手続については、政令で定める。

## (長期借入金)

第六条 事業団は、郵政大臣の認可を受けて、第二条第一項に規定する業務に必要な長期借入金をすることができる。

2 事業団は、毎事業年度、前項に規定する長期借入金の償還計画を立てて、郵政大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第七条 事業団法第二十七条第一項の規定は、第四条に規定する特別の勘定に係る業務上の余裕金の運用について準用する。

## (事業団法の適用)

第八条 この法律の規定により事業団の業務が行

われる場合には、事業団法第二十八条中「するとき」とあるのは「するとき(郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業の業務の特例等に関する法律(以下「高度利用特例法」という。)第二条第一項第一号の規定による建物の賃貸をしようとするときを除く。)」と、

事業団法第三十条、第三十一条第二項、第三十二条第一項及び第三十八条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は高度利用特例法」と、事業団法第三十五条第一号中「又は第二十八条」とあるのは「若しくは第二十八条又は高度利用特例法第六条」と、同条第四号中「第二十七条第一項第一号若しくは第二号」とあるのは「第二十七条第一項第一号若しくは第二号(これらの規定を高度利用特例法第七条において準用する場合を含む。)」と、事業団法第三十八条第三号中「第十九条」とあるのは「第十九条又は高度利用特例法第一条第一項」と、同条第四号中「第二十

七条」とあるのは「第二十七条(高度利用特例法第七条において準用する場合を含む。)」とする。

## 附則

この法律は、公布の日から施行する。

○一井淳治君登壇、拍手

本法案は、国公有地の有効活用が強い社会的要務を行わせるとともに、この業務を通じて郵政事務を執行する郵便局の用に供する土地の高度利用のための簡易保険福祉事業の經營基盤の強化に資することを目的とするものであります。

委員会におきましては、対象郵便局を都市部に限定した理由、施設の公用・公共用への優先使用、施設の郵政業務に与える影響等について質疑がありましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より本法案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終り、採決の結果、本法案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、五項目から成る附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。よって、本案は可決されました。

## 司法試験法の一部を改正する法律案

○議長(土屋義彦君) 日程第二 司法試験法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。法務委員長矢原秀男君。

○審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成三年四月十六日

法務委員長 矢原 秀男

参議院議長 土屋 義彦殿

一、委員会の決定の理由

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないよう配意しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであって、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

司法試験法の一部を改正する法律案

第一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府並びに最高裁判所は、次の諸点につき格段の配慮をすべきである。

一 国民が、必要に応じ、広く、容易に、より高度な法的サービスを享受できるようにするため、我が国における適正な法曹人口の確保を図

ることとも、その質の維持に努めること。

二 右の目的を達成するため、法曹養成制度における大学関係者及び法曹三者の密接かつ有機的な協力の下に検討を進めていくこと。

三 法曹三者の合意に基づいて設置される法曹養成制度等改革協議会においては、現在の司法試験・法曹養成制度の基本的理念を尊重しつつ、国民的見地に立って、これら制度の改善についての協議を行い、その充実・発展を図るようにすること。

司法試験法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

○審査報告書

司法試験法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決した。よって国会法第八十三条により送付する。

平成三年三月二十七日

衆議院議長 横内 義雄

参議院議長 土屋 義彦殿

二、第八条に次の二項を加える。

2 司法試験管理委員会は、司法試験における受験者が合格までに要する期間の実情その他の状況に照らして必要があると認めるときは、第二

次試験の論文式による試験における合格者を定める方法として、多様な人材の合格の可能性を損なわないよう配意しつつ、司法試験管理委員会規則で定めるところにより、合格者の一部につき、第二次試験の短答式による試験を初め

## 官報(号外)

て受けた時から一定の期間内に当該論文式による試験を受けた者のうちから定めるべきものとすることができる。

3 司法試験管理委員会は、前項に規定する合格者の決定方法によるべきものとするときは、当該第二次試験に係る前条の公告の時までに、その旨を告示しなければならない。これをやめるときも、同様とする。

第十七条第一項中「及び第六条第四項」を「第六条第四項及び第八条第二項」に、「の外」を「ほか」に改める。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の二項を加える。

5 前項の規定により短答式による筆記試験を免除されて第二次試験の論文式による試験を受けた者は、第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たつては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

## 附則

(施行期日)

1 この法律は、平成四年一月一日から施行する。  
(経過措置)

2 この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たつては、同じくこの法律による改正後の第八条第六項の規定により短答式による試験を受けていたものとみなされる第二次試験には、平成四年以前に行われたものを含まないものとする。

3 司法試験法第六条第六項の規定により筆記試験を免除されて平成五年における第二次試験の口述試験を受けた者は、この法律による改正後の第八条第二項に規定する方法による合格者の決定に当たつては、その第二次試験において短答式による試験を受けていたものとみなす。

〔矢原秀男君登壇、拍手〕

○矢原秀男君 ただいま議題となりました司法試験法の一部を改正する法律案につきまして、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本法律案は、司法試験が、近年、合格までに極めて長期間を要する等多くの問題を生じているという実情にかんがみ、多様な人材の合格可能性を損なわないよう配慮しつつ、法曹としての資質を有するより多くの者が比較的短期間で合格できる試験制度に改めようとするものであります。

委員会におきましては、司法試験の近時の実態、法曹養成制度のあり方と諸外国との比較、任命希望者をふやすための方策等の諸問題について熱心な質疑が行われましたが、その詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対し、司法試験・法曹養成制度の見直し等を内容とする附帯決議を全会一致をもつて付することに決しました。

以上、御報告いたします。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よつて、本案は全会一致をもつて可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十分散会

出席者は左のとおり。

議長 土屋 義彦君  
副議長 小山 一平君

## 議員

木庭健太郎君	寺崎昭久君	柳川覺治君
高木正明君	後藤正夫君	田代由紀男君
梶原清君	仲川幸男君	伊江朝雄君
山本富雄君	坂野重信君	斎藤十朗君
原文兵衛君	岩崎純三君	中曾根弘文君
遠藤要君	久世公堯君	松浦孝治君
省吾君	公堯君	清水嘉与子君
鈴木省吾君	鎌田要人君	鹿熊安正君
寺崎昭久君	大浜方榮君	合馬敬君
北谷修二君	宮崎弘君	石川弘君
宮澤寛三君	大島智治君	竹山裕君
弘君	澤田一精君	岡田智治君
梶原清君	大島太郎君	田沢宏一君
原文兵衛君	守重君	中村孝男君
遠藤要君	須藤良太郎君	藤井孝男君
省吾君	守重君	大島太郎君
鈴木省吾君	光弘君	澤田智治君
寺崎昭久君	正巳君	岡田宏一君
北谷修二君	哲也君	竹山裕君
宮崎弘君	正巳君	大島太郎君
梶原清君	道子君	澤田智治君
原文兵衛君	森山真弓君	田沢宏一君
遠藤要君	名尾功君	中村孝男君
省吾君	道子君	藤井孝男君
梶原清君	森山真弓君	大島太郎君
弘君	名尾功君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎昭久君	守重君	岡田宏一君
北谷修二君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
原文兵衛君	守重君	澤田智治君
遠藤要君	守重君	岡田宏一君
省吾君	守重君	竹山裕君
梶原清君	守重君	大島太郎君
弘君	守重君	澤田智治君
寺崎		



